

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(経済産業省25-6-2)

施策名	6-2 製品安全	担当部局名	商務流通保安グループ製品安全課	政策評価実施予定時期	平成26年8月
施策の概要	製品安全関連4法を着実に実行するとともに、事業者・消費者の自主的な取組を促進する。			政策体系上の位置付け	6 保安・安全
達成すべき目標	製品事故の拡大・再発防止から未然防止にいたるまで、幅広く事故防止が図られる環境を構築する。		目標設定の考え方・根拠	消費者安全法第1条において「一般消費者の生命又は身体に対する危害防止を図る」と規定されている。	
施策の予算額(執行額) (百万円)	23年度	24年度	25年度	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	-
	644の内数 (535の内数)	519の内数 (406の内数)	483の内数		

【測定指標(項目)】

測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値									測定指標(項目)の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
			基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
1 重大製品事故の報告件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	製品安全分野の代表的指数を設定
	-	-	-	1077件	-	-	-	-	-	-	-	

【達成手段一覧】

達成手段	予算額計(執行額) (百万円)			開始年度	関連する指標	達成手段の概要等	再掲	平成25年 行政事業 レビュー 事業番号
	23年度	24年度	25年度					
1 商取引適正化・製品安全対策事業	635 (529)	508 (397)	473	平成21年度	1	①商取引適正化・製品安全に係る調査研究 ②商取引適正化・製品安全に係る普及・啓発事業 ③製品安全関連法の施行	6-3 商取引安全	0568
2 省エネ機器に係る特定製品安全性調査事業	- (-)	- (-)	20	平成25年度	1	LED照明等、省エネに資する電気用品を市場から買い上げ、電気用品の技術上の基準に基づいた安全性調査を実施。省エネ機器について、安全基準への適合状況や適切な表示等について、技術的な検査を行い、検査の結果、基準を満たさない製品が市場に出回っている場合は、事業者に対して改善指導等を行う。	5-2 新エネ・省エネ	新25-0071
3 消費生活用製品安全法の適切な運用	-	-	-	昭和48年度	1	消費生活用製品のうち、一般消費者の生命又は身体に対する危害を及ぼす危険性が高いもの等については品目を指定し、品目ごとに技術基準を定める法律を適正に運用する。	-	-
4 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の適切な運用	-	-	-	昭和40年度	1	一般消費者の生命又は身体に対する危害を及ぼす危険性が高い液化石油ガス器具等について、品目を指定し、品目ごとに技術基準を定める法律を適正に運用する。	-	-
5 ガス事業法の適切な運用	-	-	-	昭和29年度	1	一般消費者の生命又は身体に対する危害を及ぼす危険性が高いガス用品について、品目を指定し、品目ごとに技術基準を定める法律を適正に運用する。	-	-
6 電気用品安全法の適切な運用	-	-	-	昭和36年度	1	一般消費者の生命又は身体に対する危害を及ぼす危険性が高い電気用品について、品目を指定し、品目ごとに技術基準を定める法律を適正に運用する。	-	-
7 家庭用品品質表示法の適切な運用	-	-	-	昭和37年度	1	消費者が日常使用する家庭用品を対象に品質等について事業者(製造事業者等)が表示すべき項目やその表示方法を定める法律を適正に運用する。	-	-